

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例

平成十五年三月二十五日

条例第二号

改正 平成一五年一二月一九日条例第七号 平成一六年一二月二一日条例第七号
平成二三年 三月二二日条例第二号 平成三〇年 三月二七日条例第一号
平成三〇年 七月 六日条例第三号

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例をここに公布する。

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 土地の適正な管理（第六条）
- 第三章 事業者の義務（第七条・第八条）
- 第四章 産業廃棄物処理施設の設置者等の義務等
 - 第一節 計画内容の周知等（第九条—第十一条）
 - 第二節 小規模産業廃棄物焼却施設の設置の届出等（第十二条—第二十一条）
 - 第三節 産業廃棄物の保管の届出（第二十二条・第二十三条）
 - 第四節 事故時の措置（第二十四条）
- 第五章 雑則（第二十五条—第二十九条）
- 第六章 罰則（第三十条—第三十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、廃棄物の適正な処理に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、廃棄物の適正な処理を確保するために必要な規制をすること等により、廃棄物の適正な処理を促進し、もって県民の生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。
- 二 産業廃棄物 法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
- 三 産業廃棄物処理業者 法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けた者をいう。
- 四 産業廃棄物の不適正な処理 法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同条第二項に規定する産業廃棄物保管基準、法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準若しくは同条第二項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準又は法第十五条の三の三第三項に規定する基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をいう。

一部改正〔平成一五年条例七九号・二三年二一号〕

(県の責務)

第三条 県は、廃棄物の適正な処理の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、廃棄物の適正な処理を促進するため、市町村との連携を図りながら協力して県民及び事業者に対する啓発活動を推進するとともに、産業廃棄物処理業の健全な発達を促進するために必要な産業廃棄物処理業者に対する指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の処理を委託する場合には、当該廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、県が実施する廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に協力する等により廃棄物の適正な処理の促進に寄与するよう努めなければならない。

第二章 土地の適正な管理

第六条 土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、当該土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう当該土地の適正な管理に努めなければならない。

2 土地の所有者等は、当該土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに、その旨を知事に通報するとともに、当該産業廃棄物の不適正な処理による周辺的生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために知事が講ずる措置の実施に協力するよう努めなければならない。

3 知事は、産業廃棄物の不適正な処理が行われた土地の所有者等に対し、当該土地における産業廃棄物の不適正な処理の再発を防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第三章 事業者の義務

(処理を委託する場合における確認等)

第七条 事業者は、県内に設置する事業場において生ずる産業廃棄物（法第十二条第五項に規定する中間処理産業廃棄物を含む。以下「県内産業廃棄物」という。）の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物処理業者が当該委託に係る産業廃棄物を処理する能力を備えていることを確認しなければならない。

2 県内産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託した事業者は、当該委託に係る県内産業廃棄物の適正な処理を確保するため、規則で定めるところにより、当該県内産業廃棄物の処理の状況を定期的に確認しなければならない。

3 知事は、事業者が前二項の規定による確認をしていないと認めるときは、当該事業者に対し、これらの規定による確認をすべきことを勧告することができる。

4 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、事業者が正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

- 5 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 6 県内産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託した事業者は、当該委託に係る県内産業廃棄物について産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに、当該県内産業廃棄物が適正に処理されるよう必要な措置を講ずるとともに、当該産業廃棄物の不適正な処理の状況及び講じた措置の内容を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成二三年条例二一号・三〇年一九号〕

(県外産業廃棄物の搬入の届出等)

第八条 県外に設置する事業場において生ずる産業廃棄物（法第十二条第五項に規定する中間処理産業廃棄物を含む。以下「県外産業廃棄物」という。）を処分するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとする事業者は、規則で定めるところにより、当該搬入しようとする県外産業廃棄物の種類、数量その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした事業者は、その届出に係る事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る県外産業廃棄物について産業廃棄物の不適正な処理が行われるおそれがあると認めるときは、その届出をした事業者に対し、当該県外産業廃棄物の県内への搬入の中止その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

一部改正〔平成二三年条例二一号・三〇年一九号〕

第四章 産業廃棄物処理施設の設置者等の義務等

第一節 計画内容の周知等

(計画内容の周知等)

第九条 法第八条第一項若しくは法第九条第一項の許可（法第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）又は法第十五条第一項若しくは法第十五条の二の六第一項の許可（法第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）（以下「法第八条第一項等の許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る施設の設置等に伴い生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域として規則で定める地域（以下「関係地域」という。）内において、当該施設の設置等に係る計画の内容を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 前項に規定する者は、説明会を開催するときは、規則で定めるところにより、説明会の開催を予定する日時及び場所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成一五年条例七九号・二三年二一号〕

(生活環境の保全に関する協定の締結)

第十条 産業廃棄物処理業者は、その事業の用に供する施設の設置等に伴い生活環境に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある地域を管轄する市町村長から生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

(記録及び閲覧)

第十一条 次条に規定する小規模産業廃棄物焼却施設を設置している者（産業廃棄物処理業者を除く。）は、規則で定めるところにより、当該小規模産業廃棄物焼却施設の維持管理に関し規

則で定める事項を記録し、これを当該小規模産業廃棄物焼却施設（当該小規模産業廃棄物焼却施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該小規模産業廃棄物焼却施設を設置している者の最寄りの事務所）に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 前項の規定は、産業廃棄物処理業者について準用する。この場合において、同項中「当該小規模産業廃棄物焼却施設の」とあるのは「その事業の用に供する施設（法第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。以下この項において同じ。）の」と、「当該小規模産業廃棄物焼却施設（当該小規模産業廃棄物焼却施設」とあるのは「その事業の用に供する施設（その事業の用に供する施設」と、「当該小規模産業廃棄物焼却施設を設置している者」とあるのは「当該産業廃棄物処理業者」と読み替えるものとする。

第二節 小規模産業廃棄物焼却施設の設置の届出等

（小規模産業廃棄物焼却施設の設置の届出）

第十二条 産業廃棄物の焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる産業廃棄物の焼却施設を除く。）で一時間当たりの処理能力が五十キログラム以上のもの又は火格子面積若しくは火床面積が〇・五平方メートル以上のもの（以下「小規模産業廃棄物焼却施設」という。）を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項（規則で定める者にあつては、第五号及び第六号に掲げる事項を除く。次条において同じ。）を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 小規模産業廃棄物焼却施設の設置の場所
- 三 小規模産業廃棄物焼却施設において処理する産業廃棄物の種類
- 四 小規模産業廃棄物焼却施設の処理能力
- 五 小規模産業廃棄物焼却施設の構造
- 六 小規模産業廃棄物焼却施設の維持管理の方法
- 七 第二十条第二項の規定により置く施設管理者の氏名
- 八 その他規則で定める事項

（経過措置）

第十三条 一の施設が小規模産業廃棄物焼却施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が小規模産業廃棄物焼却施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

（構造等の変更の届出）

第十四条 第十二条又は前条の規定による届出をした者（第十二条に規定する規則で定める者を除く。）は、その届出に係る第十二条第五号又は第六号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（計画変更命令等）

第十五条 知事は、第十二条の規定による届出（同条に規定する規則で定める者の届出を除く。以下この条及び次条において同じ。）又は前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る小規模産業廃棄物焼却施設の構造又は維持管理の方法が規則で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る小規模産業廃棄物焼却施設の構造若しくは維持管理の方法に関する

計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第十二条の規定による届出に係る小規模産業廃棄物焼却施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（実施の制限）

第十六条 第十二条の規定による届出又は第十四条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る小規模産業廃棄物焼却施設を設置し、又はその届出に係る小規模産業廃棄物焼却施設の構造若しくは維持管理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第十二条の規定による届出又は第十四条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（氏名の変更等の届出）

第十七条 第十二条又は第十三条の規定による届出をした者は、その届出に係る第十二条第一号から第四号まで若しくは第七号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る小規模産業廃棄物焼却施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（承継）

第十八条 第十二条又は第十三条の規定による届出をした者からその届出に係る小規模産業廃棄物焼却施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該小規模産業廃棄物焼却施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第十二条又は第十三条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る小規模産業廃棄物焼却施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該小規模産業廃棄物焼却施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第十二条又は第十三条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（構造に関する基準の遵守義務）

第十九条 小規模産業廃棄物焼却施設（一時間当たりの処理能力が規則で定める重量未満のもの及び火格子面積又は火床面積が規則で定める面積未満のものを除く。第二十一条において同じ。）を設置している者は、規則で定める構造に関する技術上の基準を遵守しなければならない。

（維持管理の方法に関する基準の遵守等）

第二十条 小規模産業廃棄物焼却施設を設置している者は、規則で定める維持管理の方法に関する技術上の基準を遵守しなければならない。

2 小規模産業廃棄物焼却施設を設置している者は、当該小規模産業廃棄物焼却施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、施設管理者を置かなければならない。ただし、自ら施設管理者として管理する小規模産業廃棄物焼却施設については、この限りでない。

3 施設管理者は、その管理に係る小規模産業廃棄物焼却施設に関して第一項の基準に係る違反が行われないように、当該小規模産業廃棄物焼却施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

4 第二項の施設管理者は、規則で定める資格を有する者でなければならない。

5 第二項の規定は、一の施設が小規模産業廃棄物焼却施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）については、当該施設が小規模産業廃棄物焼却施設となった日から一年間は、適用しない。

(基準適合命令等)

第二十一条 知事は、小規模産業廃棄物焼却施設を設置している者が第十九条又は前条第一項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該小規模産業廃棄物焼却施設について第十九条又は同項の基準に従うべきことを命じ、又は当該小規模産業廃棄物焼却施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前条第五項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第三節 産業廃棄物の保管の届出

(産業廃棄物の保管の届出)

第二十二条 産業廃棄物で規則で定めるもの（以下「特定産業廃棄物」という。）を屋外において保管しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 保管の場所に関する次に掲げる事項

イ 所在地並びにその土地の所有者の氏名又は名称及び住所

ロ 面積

ハ 保管する特定産業廃棄物の種類

ニ 保管する特定産業廃棄物の量の上限

三 その他規則で定める事項

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 当該保管しようとする者が産業廃棄物処理業者又は法第十二条の七第一項の認定を受けた者である場合

二 当該保管の場所の面積が規則で定める面積未満である場合

三 当該保管が法第十二条第三項又は第十二条の二第三項の規定により届出をすべき保管に該当する場合

四 法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設において当該保管をする場合

五 非常災害のために必要な応急措置として当該保管をする場合

一部改正〔平成二三年条例二一号・三〇年三八号〕

(変更等の届出)

第二十三条 前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき、又はその届出に係る保管の場所の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成二三年条例二一号〕

第四節 事故時の措置

第二十四条 産業廃棄物を処理する施設（法第二十一条の二第一項に規定する特定処理施設に該当するものを除く。）を設置している者は、当該施設において、破損その他の事故が発生し、産業廃棄物又はその処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、その支障の除去又は発生の防止のために必要な応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の内容を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項に規定する者が同項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

一部改正〔平成一六年条例七五号〕

第五章 雑則

(公表)

第二十五条 知事は、産業廃棄物の不適正な処理により著しく県民の生活環境の保全上の支障を生じさせた者があるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びにその産業廃棄物の不適正な処理の状況を公表することができる。

2 第七条第五項の規定は、前項の規定によりする公表について準用する。

一部改正〔平成三〇年条例一九号〕

(報告及び検査)

第二十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者その他の関係者から必要な報告を求めることができる。

一 土地の所有者等

二 事業者

三 法第八条第一項等の許可を受けようとする者

四 産業廃棄物処理業者

五 小規模産業廃棄物焼却施設を設置している者

六 特定産業廃棄物又は特定産業廃棄物であることの疑いのある物を屋外において保管している者

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、産業廃棄物の不適正な処理が行われた土地、前項第二号から第六号までに掲げる者その他の関係者の事務所若しくは事業場、小規模産業廃棄物焼却施設のある土地若しくは建物又は特定産業廃棄物若しくは特定産業廃棄物であることの疑いのある物を屋外において保管している場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔平成一五年条例七九号・二三年二一号〕

(適用除外)

第二十七条 この条例に規定する事項に関してこの条例と同等以上の効果を期待することができるものとして規則で定める条例を制定している市町村の区域については、当該市町村の条例の規定に相当するものとして規則で定めるこの条例の規定は、適用しない。

(経過措置)

第二十八条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(規則への委任)

第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

第三十条 第十五条又は第二十一条第一項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第二十四条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者（同条に規定する規則で定める者を除く。）
- 二 第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者
- 二 第十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者（同条に規定する規則で定める者に限る。）
- 三 第十八条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 四 第二十条第二項の規定に違反して、施設管理者を置かなかつた者
- 五 第二十二條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 六 第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 七 第二十六条第二項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

一部改正〔平成二三年条例二一号〕

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十六条第一項の規定に違反した者

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十六条 第十七条又は第二十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成十五年十二月十九日条例第七十九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、第二条第三号及び第九条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（愛知県事務処理特例条例の一部改正）

- 2 愛知県事務処理特例条例（平成十一年愛知県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十六年十二月二十一日条例第七十五号）

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月二十二日条例第二十一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（愛知県事務処理特例条例の一部改正）

- 2 愛知県事務処理特例条例（平成十一年愛知県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成三十年三月二十七日条例第十九号）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。

（愛知県事務処理特例条例の一部改正）

2 愛知県事務処理特例条例（平成十一年愛知県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成三十年七月六日条例第三十八号）

この条例は、公布の日から施行する。